

○石川県公安委員会公印規程

〔 昭和52年 2月10日
石川県公安委員会規程第2号 〕

改正 平成11年10月15日公安委員会規程第2号
平成17年 3月14日公安委員会規程第2号
平成17年11月17日公安委員会規程第6号
平成19年 5月17日公安委員会規程第3号
平成26年 2月 6日公安委員会規程第2号
平成29年 3月10日公安委員会規程第12号
令和 2年 2月20日公安委員会規程第1号
令和 4年 4月 7日公安委員会規程第4号
令和 7年 2月21日公安委員会規程第3号

石川県公安委員会公印規程を次のように定める。

石川県公安委員会公印規程

(趣旨)

第1条 この規程は、石川県公安委員会（以下「公安委員会」という。）において使用する公印の名称、規格、保管及び使用等について、必要な事項を定めるものとする。

(公印の定義)

第2条 この規程において「公印」とは、公安委員会若しくはその長（以下「委員長」という。）の発する公文書に押印して公安委員会を証する印章で、この規程により登録されたものをいう。

(公印の種別、名称、規格)

第3条 公印の種別は、次のとおりとする。

- (1) 一般公印 一般的な用途に使用するもの。
- (2) 専用公印 特定の用途に使用するもの。

2 公印の名称及び規格は、別表のとおりとする。

(公印の管理責任者)

第4条 公印の管理責任者は、石川県警察本部警務部総務課長（以下「総務課長」という。）とする。

2 管理責任者は、公印の管理について総括的な責に任ずる。

(公印の保管責任者)

第5条 公印の保管責任者は、別表で示す石川県警察本部の課長及び警察署長とする。

2 保管責任者は、公印の使用及び保管について、その責に任ずるものとする。

3 保管責任者は、必要により次席、副署長及びその他の者を補助者に指定することができる。

4 補助者は、保管責任者の命を受け、公印の使用、保管、その他の事務を処理す

るものとする。

(公印の作成等)

第6条 公印の作成、改刻及び廃止（以下「公印の異動」という。）の手続きは、総務課長が行うものとする。

2 総務課長は、公印の異動を必要とするときは、公印作成（改刻、廃止）申請書（別記様式第1号）により、石川県警察本部長の決裁を経て公安委員会に申請しなければならない。

3 保管責任者は、公印の異動を必要と認めるときは、その理由を付して総務課長に申請しなければならない。

(公印の登録)

第7条 総務課長は、公印登録カード（別記様式第2号）を備え、公印の印影を登録し、公印の異動その他公印登録カード記載事項に変更が生じたときは、その都度整理しておかななければならない。

(公印の使用)

第8条 公印の使用区分は、別表のとおりとする。

2 前条の規定により登録された公印以外の印章は、公文書に使用してはならない。

3 公印は、公文書以外に使用してはならない。

4 公印を使用するときは、押印を必要とする文書に所定の決裁の終わった起案文書を添えて保管責任者に（補助者を含む。以下この条において同じ。）に提示し、承認を受けなければならない。

5 公印の使用は、保管責任者の面前において行わなければならない。

(公印押印控簿の備え付け)

第9条 保管責任者は、公印押印控簿（別記様式第3号）を備え付け、公印の使用者に、所要事項を記載させなければならない。

(公印の取扱い)

第10条 公印を取扱うときは、次の各号に掲げる事項に留意しなければならない。

(1) 公印を損傷しないよう丁寧に取扱うこと。

(2) 公印を放置したまま席をはずさないこと。

(3) 公印をみだりに他人に手渡さないこと。

(公印の保管)

第11条 公印は、印箱に納め、施錠のある箇所に収納して保管しなければならない。

2 保管責任者は、改刻又は廃止により不用となった公印（以下「不用公印」という。）について速やかに総務課長に保管替えの手続きをしなければならない。

3 総務課長は、前項に規定する不用公印を、次の各号の区分に従い、それぞれ当該各号に定める期間保管しなければならない。

(1) 石川県公安委員会印及び石川県公安委員会委員長印 3年

(2) 前号以外の公印 2年

4 前項の期間を経過した不用公印は、総務課長が廃棄するものとする。

(公印の刷込み)

第12条 保管責任者は、公印の押印に代えて、証票等に印影を刷り込む必要があるときは、公印刷込み申請書（別記様式第4号）により、総務課長に申請しなければならない。

2 公印の刷込みをする場合は、印影の原版及び刷込みをした証票等の盗難、紛失その他の事故防止に留意しなければならない。

（電子印）

第13条 保管責任者は、電子計算機を使用して文書を作成する場合において、当該電子計算機により、公印の印影を電磁的記録媒体に記録し、その記録した印影を出力したもの（以下「電子印」という。）を使用する必要があるときは、電子印使用申請書（別記様式第5号）により、総務課長に申請しなければならない。

2 保管責任者は、電子印を取り扱うときは、当該電子印に係る印影の改ざん、複製、盗用その他の不正使用を防止するための措置を講じなければならない。

3 保管責任者は、電子印の使用を廃止するとき、又は当該電子印に係る公印が改刻若しくは廃止されるときは、速やかに当該電子印に係る印影を記録した電磁的記録媒体から当該印影を復元できない方法により消去するとともに電子印使用廃止報告書（別記様式第6号）により、総務課長に報告しなければならない。

（事故報告）

第14条 保管責任者は、公印の盗難、紛失、偽造その他の事故があったときは、公印事故報告書（別記様式第7号）により、その状況を速やかに公安委員会（総務課長を経由）に報告しなければならない。

附 則

1 この規程は、昭和52年3月1日から施行する。

2 この規程施行の際、現に使用する公印については、この規程により新調したものとみなす。

附 則（平成11年10月15日公安委員会規程第2号）

この規程は、平成11年10月15日から施行する。

附 則（平成17年3月14日公安委員会規程第2号）

この規程は、平成17年4月1日から施行する。

附 則（平成17年11月17日公安委員会規程第6号）

この規程は、平成17年12月1日から施行する。

附 則（平成19年5月17日公安委員会規程第3号）

この規程は、平成19年6月1日から施行する。

附 則（平成26年2月6日公安委員会規程第2号）

この規程は、平成26年4月1日から施行する。

附 則（平成29年3月10日公安委員会規程第12号）

この規程は、平成29年3月12日から施行する。

附 則（令和2年2月20日公安委員会規程第1号）

この規程は、令和2年2月20日から施行する。

附 則（令和4年4月7日公安委員会規程第4号）

この規程は、令和4年4月7日から施行する。

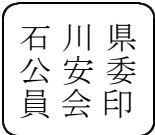
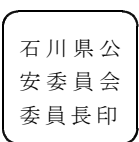
附 則（令和7年2月21日公安委員会規程第3号）

この規程は、令和7年3月1日から施行する。

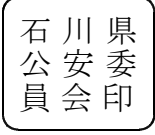
別表（第3条関係）

公印の名称、規格、使用区分及び保管責任者一覧表



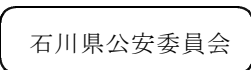
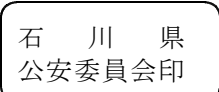
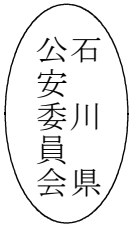
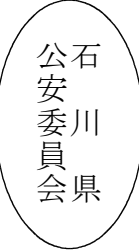
1 一般公印




名 称	規 格				使 用 区 分	保 管 責任者
	形 状（印 影）	書 体	寸 法（mm）			
			縦	横		
石川県公安 委員会印 （1号）		れい書	40	40	一般公文書の うち、公署 の委員が発 つて文書	総務課 長
石川県公安 委員会委員 長印 （2号）		てん書	30	30	公安委員会 委員が発 つて文書	総務課 長

2 専用公印

名 称	規 格				使 用 区 分	保 管 責任者
	形 状（印 影）	書 体	寸 法（mm）			
			縦	横		
石川県公安 委員会印 （1号）		てん書	21	21	(1) 風俗営業 等の規制及 適正化に関 する法律、 質屋営業法、 古物営業法、 銃砲刀剣類 所持等取締 法、火薬類 取締法、警 備業務の適 正化に関す る法律、核 原料物質、 核燃料物質 及び原子能 の規制に関 する法律、 感染症の予 防及び感染 症患者に 対する医療 に 関 す る 放 射 性	総務課 長

					<p>等射防る学止物等法法い各、命指びの事項る、並ら分次す、明書、び指を 素放のす化禁定制る係づる証、び並ら分次す、明書、び指を 元る害関、の特規す関基す可書及等れ処（定証明書、び指を 位よ障に律器びの関のに発許明書書こ政等規身分証明書、び指を 同に線止法兵及質に律令て種証令定に行政等規身分証明書、び指を 除く。）多衆運動条く (2) に関する基づ (3) 道路交通令て可書書 法に発証、び指</p>	
<p>石川県公安 委員会印 (1号の2)</p>	<p>石川県 公安委 員会印</p>	<p>てん書</p>	<p>10</p>	<p>10</p>	<p>風俗営業等 の規適正化及業 の務関する業法 に古物探の業正 び務探の業正法 係のす法令に証 くす身びに警備 並法基明書、通 明書、格証、明 合び受、格証、 び砲等法令安 銃</p>	<p>生活安 全企画 課長</p>

					委員証	
石川県公安 委員会印 (2号)		れい書	21	21	自動車等運 転免許に關 する事務及 び関係事 務等	運転免 許課長
石川県公安 委員会印 (3号)		れい書	4.5	4.5	自動車等運 転免許証	総務課 長
					駐車監視員 資格者証	交通指 導課長
石川県公安 委員会印 (4号)		かい書	4	25	自動車等の 運転免許証 の事務及び 関係事務 等	運転免 許課長 各警察 署長
石川県公安 委員会印 (5号)		かい書	8	15	風俗営業等 の規制及び 適正化等に 關する法律 の適正化等 に關する法 律、質屋營 業法、所及 銃砲刀劍類 所持等取締 法、火薬類 取締法に基 づく許可証 、証明書等 の事務	各警察 署長
					道路交通法 に基ずく事 務	交通指 導課長
石川県公安 委員会(圧 印) (6号)		れい書	(長径) 21	(短径) 15	自動車運 転免許に關 する事務	運転免 許課長
					駐車監視員 資格者証に 關する事務	交通指 導課長
石川県公安 委員会(圧 印) (7号)		れい書	(長径) 30	(短径) 22	銃砲刀劍類 所持等取締 法、風俗營 業等及び業 務の適正化 等に關する 法律に基 づく許可証 、証明書の 事務	各警察 署長

石川県公安 委員会（圧 印） （8号）		れい書	(短径) 15	(長径) 18	警備業法関 係法令に基 く合格証に 及受検票、 銃砲取締所 持等法令に 係表示措 く書控、ク 令スボウ番 ウ銃安及 員証及資 少射撃許 定証、管 事務管 に基 等事務 受付票	生活安 安全企 課長 画
石川県公安 委員会印 （9号）		てん書	(直径) 28		国外運 証に 証に 務 関 する 事 務	運 許 課 長
石川県公安 委員会印 （10号）		てん書	(直径) 20		国外運 証に 証に 務 関 する 事 務	運 許 課 長

別記様式第1号（第6条関係）

第 年 月 日
号

石川県公安委員会 殿

総 務 課 長

公印作成（改刻・廃止）申請書

1 公印の種別、名称及び規格

2 作成（改刻・廃止）の理由

3 その他

別記様式第4号（第12条関係）

公印刷込み申請書				
総務課長 殿			第	号
			年	月 日
次のとおり公印の刷込みを申請します。			(保管責任者名)	
証票等の名称				
理由				
公印の名称		書体		寸法 縦 横
備考				

備考 証票等の見本等を添付すること。

別記様式第5号（第13条関係）

電子印使用申請書					
総務課長 殿				第	号
				年	月
(保管責任者名)					
次のとおり電子印の使用を申請します。					
証票等の名称					
使用開始年月日					
理由					
公印の名称		書体		寸法	縦横
備考					

備考 証票等の見本等を添付すること。

別記様式第6号（第13条関係）

電子印使用廃止報告書				
総務課長 殿		第 号 年 月 日		
		(管理責任者名)		
次のとおり電子印の使用を廃止するので報告します。				
証票等の名称				
廃止年月日				
理由				
公印の名称		書体	寸法	縦横
備考				

備考 証票等の見本等を添付すること。

別記様式第7号（第14条関係）

第 年 月 日 号
石川県公安委員会 殿
(保管責任者名)
公 印 事 故 報 告 書
1 公印の種別及び名称
2 事故の種別
3 事故発生の日時
4 事故発生の場所
5 事故の概要
6 処 置
7 そ の 他